

- ▼ 全ての問題に解答してください。
- ▼ それぞれ、解答用紙の指定された場所に解答してください。
- ▼ 個情法 = 個人情報保護法

【第1問】 (10点)

次の解説について、正しいか誤りか、なぜそう言えるのか、を合計2~4行程度で述べてください。

解説：「要配慮個人情報」は、個情法2条3項（下記）にいう「政令」で全て列挙されている。

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

【第2問】 (10点)

授業で言及した範囲に限定して結構ですから、個情法27条の構造を3~5行程度で説明してください。その際、個人情報保護委員会（個情委）のQ&Aの下記記述からわかることも盛り込んでください。

当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、「本人の同意」を得る必要はありません。

【第3問】 (10点)

「サーバを設置・管理する事業者には、サーバに置かれたデータの消失防止義務はない。」と一般的に決めつける解説があったとします。その解説は、『分野別・争点別 ITビジネス判例・事例ガイド』事例3-3-1（384頁以下）に掲げられた裁判所の判示（特に385頁の中ほどの枠囲み判示の末尾）を根拠としているようです。

そのような解説が適切でない理由を、2~4行程度で説明してください。

【第4問】 (10点)

あなたの研究発表スライドにおいて、発表のため有益であるため他人の著作物のスクリーンショット（スクショ）を貼り付ける場合、それが著作権侵害であると言われないようにするための法的な説明方法を、次の(a)・(b)の二つの場面に分けて、それぞれ一つの有力な説明方法を挙げれば結構ですから、合計3~5行程度で、述べてください。(a)では、(b)でなく(a)でしか使えない説明方法を挙げてください。

- (a) あなたの研究発表が大学の授業の一部となっているとき
- (b) あなたの研究発表が五月祭における高校生向けイベントの一部となっているとき

【第5問】 (10点)

「著作権法28条によれば、原作者は、翻訳者が翻訳した翻訳物を自由に複製することができる。」という解説が、なぜ誤っているのかを、下記の著作権法21条の条文に言及しながら、2~4行程度で説明してください。

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

【第6問】 (10点)

『分野別・争点別 ITビジネス判例・事例ガイド』事例3-2-1（370頁以下）の裁判所の判断に現れる「一般通常人の認識を基準として」といった文言は、景品表示法の法執行を担う行政官庁である消費者庁の解説には出てきませんが、私人対私人の訴訟における原告の主張の中に景品表示法が盛り込まれた場合の裁判所の判決では複数の使用例がある表現です。（消費者庁には直接言及しなくてよいので）裁判所の判決では複数の使用例がある理由を推測して、それを2~4行程度で説明してください。